

安城市地域包括支援センターひがしばた運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）第17条の規定に基づき、社会福祉法人絃寿福祉会が開設する安城市地域包括支援センターひがしばた（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る事業（以下「事業」という。）の運営についての重要事項を定めるものとする。

(センターの名称等)

第2条 事業を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 安城市地域包括支援センターひがしばた
- (2) 位置 安城市東端町鴻ノ巣72番地2

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 事業の目的は、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するものとする。

2 センターは、前項の目的を達するため、事業の運営に当たっては、次に掲げる方針によるものとする。

- (1) センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮すること。
- (2) 利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、利用者の心身の状況及びその周囲の環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「サービス」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つこと。
- (4) 利用者に提供されるサービスが特定のものに偏り、又はその提供者が特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うこと。
- (5) 利用者に対するサービスの提供は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(6) 安城市、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めること。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務【主任介護支援専門員と兼務】 1名）
管理者はセンターの担当職員その他の従業者管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員
 - ①主任介護支援専門員1名（常勤兼務 管理者と兼務）
 - ② 社会福祉士1名（常勤専従）
 - ③ 保健師1名（常勤専従）
 - ④ 介護支援専門員3名（常勤専従1名 非常勤専従2名）①～④の担当職員は指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
- (3) 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することが出来るものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から翌年1月2日までの日に該当する日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
なお、営業日・営業時間以外については電話連絡体制とする。
(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 省令第4章の規定により実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、原則としてセンター又は利用者の自宅とする。
- (3) サービス担当者会議
 - ア 開催場所は、原則としてセンター、サービスを提供する事業所又は利用者の自宅とする。
 - イ サービス担当者会議の開催により、利用者に関する情報を収集する。

(4) 担当職員による居宅訪問

提供開始月及びサービスの評価期間が終了する月に実施するほか、次のとおり実施する。

ア 提供開始月の翌月から起算して3月を経過するごとに1回

イ 利用者の状況に著しい変化があった場合に必要に応じて

(5) 前号の居宅訪問を実施しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により、利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合においては、電話等により利用者との連絡をとる。

(6) モニタリングの結果記録は少なくとも1月に1回行う。

2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は明祥中学校区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等への連絡をし、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 2、センターにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 センターは、担当職員の資質の向上及び質の高い業務体制の整備を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 センターの職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。
- 3 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(協議)

第11条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、安城市と社会福祉法人絃寿福社会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月17日から施行する。

この規定は、平成30年4月16日から施行する。

この規定は、平成30年6月4日から施行する。

この規定は、平成30年10月15日から施行する。

この規定は、平成30年11月16日から施行する。

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年5月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月24日から施行する。

この規定は、令和元年8月1日から施行する。

この規定は、令和2年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年1月1日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月6日から施行する。